

カフェー丸玉事件上告審・ 差戻控訴審判決研究

白井考昭

上告審判決(大判昭和 10 年 4 月 25 日新聞 3835 号 5 頁)、差戻控訴審判決(大阪地判昭和 11 年 3 月 24 日新聞 3973 号 5 頁)

【事実】

昭和 8 年 4 月 15 日、大阪のカフェー「丸玉」の女給岡島花(以下 X)に馴染みの客、山上頼二(以下 Y)が、独立資金として 400 円を贈与する約束をし、これを目的とする準消費貸借を締結した。

この約束を真に受けた X が Y に 400 円の請求をした。

1 審、2 審共に Y が敗訴した。そこで X は上告理由において以下の主張をした。

上告理由第 1 点として以下の主張をした。本件債務たる贈与契約は、カフェーに出入する間に気になった女給に気に入られるためであり、親しい交際を目的とした結果、金銭問題になることは想像するのが難しいことではなくて、これをもって心にもない贈与を約束することはあることで、本件もその範疇を出るものではない。本件のごとく、気に入られるために贈与契約をなしたものであれば、気に入られようと情交を遂げることを目的としたことは明らかである。よって、このような贈与契約は公序良俗に反して無効であり、準消費貸借契約も成立していない。この点について審理不尽の違法がある。

上告理由第 2 点として以下の主張をした。上告理由第 1 点のように本件贈与契約を為すに至った動機は、きわめて不純なものでありその目的は情交取引にあるから、法律行為が公序良俗に反する事項を目的とする法律行為中の目的とは、その動機を

も考慮すべきことは勿論であり、さらに行為の動機行為成立の際における諸般の事情を斟酌して定めるべきであるから、原審はこれを究めず一蹴したことは理由不備か法令違反の不法あるものと主張した。

【上告審判決要旨】原判決破毀差戻

比較的短期間 X と遊興した関係に過ぎず、深い縁故がない Y が、一時の興に乗り、その歓心を買うため、X に相当多額の金員を与えることを約しても、直ちに民法上の意思があるとはいえず、贈与契約が成立したとは断じ難く、X は履行を強要しない。

【解説】

本判例は以下の点に意義があると考えられている。本判例は法律上履行を強制出来ない自然債務の存在を認め、進んでその約束が履行されて給付が行われた時はその給付は正当とされて、不当利得とならない

【差戻控訴審判旨】

Y が 400 円の贈与を約束した経緯について以下の通り詳細な事実認定をした。

昭和 8 年 1 月頃よりしばしば同カフェー遊興し、被控訴人(以下 X)と親しい仲になり、X より病弱にして両親に死別して、身寄り少なき身の上の話を聞かされ、さらに独立して商売をしたいという希望を聞かされた控訴人(以下 Y)は痛く同情し、X に対して商売を始めることを勧め資金は Y が給与すべき旨の申出をし、昭和 8 年 4 月 15 日、X に資金を給与しようとしたけど、同カフェーでは客と女給との間に金の受け渡しはできないことになっており、金 400 円を同月 18 日兵庫県下実塚旧温泉で金を渡すことを約束した。しかし X が 4 月 18 日兵庫県下実塚旧温泉に行ったところ Y から現金の持ち合わせがなくて、支払うことが困難との事情を聞かされ Y に贈与金のうち金 400 円を月賦で払うことは約した。

もし一回でも支払いを怠ることがあれば、即座に全額を請求するという条件をつけた。

以上の内容とする準消費貸借を締結することを承諾し、証書を作成した。そこでYは一回でも支払いを怠ったら訴訟を起こされても異議がないと言った。

以上の事実認定から、400円についてはすべて期限が過ぎているので、400円と昭和8年6月18日より完済に至るまで年5分の割合による損害金を支払うように命じた。

【解説】

本判決はYの債務が自然債務ではないと判断した。ではどの辺の事実認定がYの真摯な意図の決め手になったのか。それは、一度でも支払いを怠れば、訴訟を起こされても異議がないことを約している点ではないだろうか。

初めは酒の場での戯れ言、つまり書面にもしてない口約束がここまで大きな事件になることが驚愕である。女給はお金がないはずなのに、弁護士を雇っている事実も気になる。何者かが裏で糸を引いているのではないかと感じた。

それと一審、二審ではXが勝った。大審院では書面があったにも拘らず、戯れ言とされ、破毀されたことが気になる。この点は今後の検討課題としたい。